

入間市子ども医療費の支給に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「子ども」とは、<u>18歳</u>に達する日の属する年度の末日までにある者をいう。</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する対象児の保護者は対象としない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>他の都道府県又は市町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、前条の規定により支給対象となる保護者のうち、当該対象児に係る主たる生計維持者<u>であり、日本国内に住所を有する者</u>を子ども医療費受給資格者(以下「受給資格者」という。)として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(受給資格証の提示)</p> <p>第6条 受給資格者は、医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に_____受給資格証を提示しなければならない。</p> <p>(支給の方法等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象児が<u>埼玉県内の医療機関等で医療を受けた場合に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「子ども」とは、<u>15歳</u>に達する日の属する年度の末日までにある者をいう。</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する対象児の保護者は対象としない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、前条の規定により支給対象となる保護者のうち、当該対象児に係る主たる生計維持者_____を子ども医療費受給資格者(以下「受給資格者」という。)として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(受給資格証の提示)</p> <p>第6条 受給資格者は、医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証</u>を提示しなければならない。</p> <p>(支給の方法等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象児が<u>市長の指定する保険医療機関等で医療を受け</u></p>

<p>は、規則の定めるところにより一部負担金等を 受給資格者に代わつて当該保険医療機関等に 支払うことができる。</p> <p>3 略</p>	<p>た場合には、_____一部負担金等を 受給資格者に代わつて当該保険医療機関等に 支払うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、第2項の規定により保険医療機関等 に支払うべき額の審査及び支払に関する事務 を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保 険団体連合会に委託することができる。</p>
---	---

入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この条例において「現物給付」とは、次条で 規定する対象者が、健康保険法第63条第3項各 号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等 で一部負担金の支払いを求められず、市町村が 受給者に代わつて医療費を当該医療機関に支 払うことをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受ける ことができる者(以下「対象者」という。)は、 市内に住所を有するひとり親家庭又は養育者 家庭の次の各号のいずれかに該当する者であ って、国民健康保険法又は規則で定める社会保 険各法の規定による被保険者、組合員、加入者 若しくは被扶養者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する者は<u>対象者</u>としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>日本国内に住所を有しない者</u></p> <p>(所得の制限)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受ける ことができる者(以下「対象者」という。)は、 市内に住所を有する_____ _____次の各号のいずれかに該当する者であ って、国民健康保険法又は規則で定める社会保 険各法の規定による被保険者、組合員、加入者 若しくは被扶養者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する者は<u>対象</u>としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(所得の制限)</p>

第4条 対象者が、次の各号の一に該当するときは、そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者について、医療費を支給しない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 略

3 市長は、第1項において受給者証を交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、規則の定めるところによりひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3・4 略

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更等が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

(支給費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為等により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第4条 対象者が、次の各号の一に該当するときは、_____

_____医療費を支給しない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する_____対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 略

3 市長は、第1項において対象者でないと_____決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金_____を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3・4 略

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更_____が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

(支給費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為_____により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

入間市子ども医療基金条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、子ども医療費支給事業に要する経費（<u>埼玉県が実施する子どもの医療費を助成する制度の対象となる者の医療に関する経費を除く。</u>）の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、子ども医療費支給事業に要する経費のうち、<u>小学校就学の始期に達している者の医療に関する給付に係る</u> _____財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>